

「富山えごま」の認定及び「富山えごま」ロゴマーク使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市が特産化を図るえごまの一層の普及拡大を目指すため「富山えごま」の認定及び製作物・媒体等における「富山えごま」ロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 えごまを商品として使用する者は、申請により当該商品を「富山えごま」として認定を受けることができる。

(ロゴマークの使用)

第3条 前条の認定を受けた者は、申請により、「富山えごま」ロゴマーク（図1）を使用することができる。

(申請)

第4条 前2条の申請は、「富山えごま」認定・「富山えごま」ロゴマーク使用申請書（様式第1号）及び「富山えごま」ロゴマーク使用申請チェックシート（様式第2号）によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、「富山えごま」認定証（様式第3号）及び「富山えごま」ロゴマーク使用承諾書（様式第4号）を交付する。
- 3 市長は、前項の規定による「富山えごま」ロゴマークの使用の承諾に、条件を付することができる。

(ロゴマークの使用者)

第5条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 富山市
- (2) 「富山えごま」の認定を受けた事業者
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認した者

(使用物品の提出)

第6条 第4条第2項の使用承諾書の交付を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

(使用の期限)

第7条 ロゴマークの使用承諾期間は、承認日から3年以内とする。

- 2 ロゴマークの使用承諾期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

(使用承諾の取消し)

第8条 市長は、第4条第2項の規定による、ロゴマークの使用承諾を受けた者が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用承諾の取消し又は使用物件の回収を求めることができる。

- (1) 使用承諾の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
- (2) 虚偽又は認定された事項以外への使用その他不正行為により使用申請を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第10条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、富山市に帰属する。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

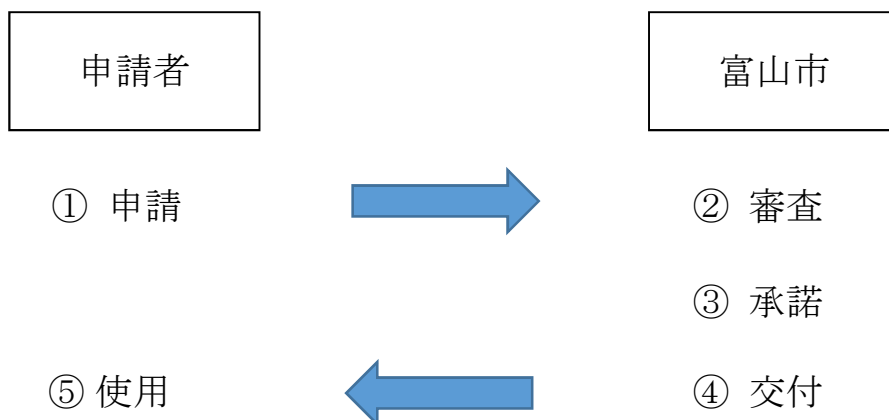
附 則

この規程は、令和元年8月27日から施行する。

(図1)



プロセス



(様式第1号)

「富山えごま」認定・「富山えごま」ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

(宛先) 富山市長

所在地
申請者 名称及び
代表者の氏名
電話番号
担当者及び連絡先

「富山えごま」ロゴマークを次のとおり使用したいので申請します。

記

1 使用する商品名

2 使用・表示方法

*ロゴマークの具体的な使用方法、レイアウト案などを添付してください。

(様式第2号)

「富山えごま」ロゴマーク使用申請
チェックシート

該当するものにチェックし、右欄に簡潔に記述してください。ロゴマーク使用には、以下の全ての条件を満たす必要があります。

店 名 :	
業 種 : <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 飲食店	
富山市民が購入できる商品である。 <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	購入方法
富山市内に所在を持つ事業者または個人が生産、製造、加工、または販売している商品である。 <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	市内所在地
富山県内で生産されたえごま、又は、富山県外産であっても認証機関による有機認証等の認定を受けたえごま（同等程度の品質のものを含む）を使った商品である。 <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	産地
商 品 名	えごまの用法
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	

※スペースが不足する場合は、別紙を追加してください。

(様式第3号) 横向き印刷のため、別途印刷。

(様式第4号)

「富山えごま」ロゴマーク使用承諾書

環 政 第 号
令 和 年 月 日

申請者

様

富山市長

「富山えごま」ロゴマークを次のとおり使用を承諾します。

記

1 使用する商品名及び認定番号

2 使用・表示に当たっての条件

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として(訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

< 担 当 >

富山市環境部環境政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL:076-443-2053 FAX:076-443-2122